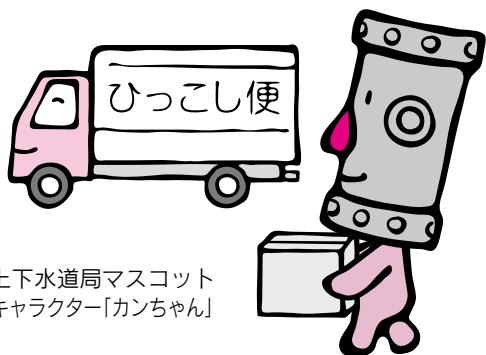


上下水道の広場



使用を中止するとき お知らせしていただく項目

①お客様番号

(「水道使用量・料金等のお知らせ」や「納入通知書」に記載しています)

②住所(アパート名と部屋番号も)

③氏名(水道使用者名)

④電話番号

⑤引っ越し日(使用を中止する日)

⑥引っ越し先の住所

*市内で引っ越しする場合、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできます。

使用を開始するとき お知らせしていただく項目

①住所(アパート名と部屋番号も)

②氏名(水道使用者名)

③電話番号

④引っ越し日(使用を開始する日)

*入居時に水が出るかご確認ください。水抜き栓を操作しても水が出ないときは、お客様センターへご連絡ください。

- ▼ 口座振替のかたは、お客様センターへ電話でお申し込みください
- ▼ 納入通知書でお支払いのかたは、口座振替の申し込みの際、申込書の振替月欄の「毎月」に記入してください
- ▼ 口座振替を利用しているかたが引っ越しをするとき
- …引っ越しの手続きの際にお申し出ください
- ▼ 市内での引っ越しの場合、引っ越し先でも同じ口座を継続してご利用できます

料金のお支払いは
毎月支払いもできる
口座振替が便利！



メーターの検針と料金の請求は2か月に1回ですが、口座振替をご利用のお客さまは、料金を2分割し、1か月ごとに口座から引き落とす毎月支払いすることができます。

水道料金や下水道使用料などは、毎月支払いも選択できる便利な口座振替をご利用ください。

引っ越しシーズン 水道の手続きもお忘れなく！

3月、4月は転入・転出のシーズンです。水道の使用中止や開始の手続きを忘れずにお願いします。大変混み合いますので、引っ越しの一週間前までにお済ませください。

水道の使用中止や開始の30日前から5日前までは、市ホームページからも手続きできます。

◆広報ID番号 10008309

インターネット

水道の使用中止や開始の30日前から5日前までは、市ホームページからも手続きできます。

電話

上下水道局お客様センター☎(823)8431
(平日午前8時30分～午後5時15分)

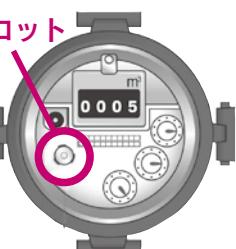
一時的に使うとき

- ▼ 届出をしてくる水道の使用者や共同住宅などの所有者が変わったとき
- ▼ 家屋の解体などで水道の使用を中止するとき
- ▼ 出張や入院などで長期間水道を使用しないとき
- ▼ 水道の使用を休止している住宅で

- ▼ 引っ越しに伴つて振替口座を解約する場合、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどで支払うことができる納入通知書をお送りします

宅地内の漏水点検は定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客様の負担になります。定期的に漏水点検をしましょう。



(メーターは一例)

◆漏水の確認方法

- ①屋内と屋外のすべてのじや口を閉める
- ②水道メーターのパイロット部分が回転しているか確認する

じや口を閉めてもパイロットが回転している場合、漏水の可能性があります。回転していない、最近、水道料金が増えたなどの不安を感じたときは、お客様センターへお問い合わせください。

問い合わせ▶お客様センター☎(0163)8431

Eメール ro-wtmn@city.akita.lg.jp
◆広報ID番号 10000106

上下水道の広場では、
みなさまからのご意見、
ご質問などをお待ちしています

☎(0163)8434

問い合わせ▶下水道整備課☎(0164)145050

有効期間満了となる水道メーターの取り替え作業を実施します

各家庭や事業所などに設置されている水道メーターは、使用有効期間が8年間と法律で定められています。上下水道局では、期間満了を迎える水道メーターの取り替え作業を行っています。対象世帯には、3月、4月の検針時に、文書でお知らせします。
問い合わせ▶お客様センター☎(0163)8431

●取り替え作業

4月上旬から12月下旬までに、上下水道局が委託した秋田市上下水道サービス株の担当業者が身分証明書を持って訪問し、作業を行いますので、ご協力を願いします。



マンホール周囲の舗装破損



公共污水ますの破損



公共污水ます蓋の紛失



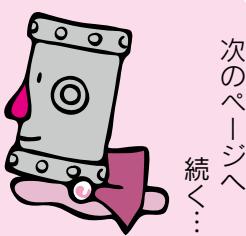
下水道管上の路面陥没

水道水以外の井戸水や沢水の使用も必ず届け出てください

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用して、その排水を公共下水道や農業集落排水処理施設、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料、特定地域生活排水処理施設使用料を負担していただきます。

ご家庭や事業所などで、水道水以外の水の使用を開始、または中止する場合は、お客様センターへ必ず届出をしてください。
また、現在、水道水以外の水を使用している、まだ届出をしていないかたも、お客様センターへご連絡ください。

問い合わせ▶お客様センター☎(0163)8431



次のページへ
続く...